

(高等裁判所経由)

静岡家裁総第467号

(組ろ-02)

平成31年4月19日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

静岡家庭裁判所長 近藤宏子

裁判事務の分配等について

(平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告)

平成31年度の静岡家庭裁判所における標記の分配等の各定めは、別添のとおりです。

平成 31 年度の静岡家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置、開廷の日割及び裁判官の代理順序の定め

平成 31 年 1 月 1 日

改正 平成 31 年 1 月 11 日

改正 平成 31 年 1 月 28 日

改正 平成 31 年 2 月 26 日

改正 平成 31 年 3 月 15 日

静岡家庭裁判所

## 目 次

第1編 総則（第1条～第6条）

第2編 各則

第1章 本庁

　第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割（第7条）

　第2節 裁判官の代理順序（第8条）

第2章 沼津支部

　第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割（第9条）

　第2節 裁判官の代理順序（第10条）

第3章 浜松支部

　第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割（第11条）

　第2節 裁判官の代理順序（第12条）

第4章 富士支部

　第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割（第13条）

　第2節 裁判官の代理順序（第14条）

第5章 下田支部及び掛川支部

　第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割（第15条）

　第2節 裁判官の代理順序（第16条）

第6章 熱海出張所及び島田出張所

　第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割（第17条）

　第2節 裁判官の代理順序（第18条）

附 則

## 第1編 総 則

第1条 合議体における事件の主任裁判官は、その合議体で定める。

第2条 本庁及び各支部の係に係属した家事事件手続法別表第二審判事件が調停に付されたとき、又は調停事件が審判に移行したときについては、いずれもその事件が最初に係属した係が取り扱う。ただし、この定めに別段の定めがあるときは、この限りでない。

第3条 静岡地方裁判所が同裁判所に係属する訴訟事件を調停に付し、静岡家庭裁判所がこれを受理した場合において、静岡地方裁判所で前記の事件を担当する裁判官が静岡家庭裁判所の裁判官を兼ねているときは、その裁判官は、調停事件の係に配置されたものとして取り扱う。ただし、その裁判官が相当でないと認めるときは、この限りでない。

第4条 本庁及び各支部において異なる係に係属する数個の事件が互いに関連するとき、その他必要があるときは、関係の係で協議の上、最初に係属した事件の係に回付することができる。ただし、特別の事情があるときは、他の係に回付することができる。

第5条 次に掲げる場合の裁判事務の分配方法は、本庁及び各支部において定めることができる。

なお、沼津支部においては、休日における(4)の事務について富士支部及び下田支部の裁判官が処理することができる。

- (1) 同種の事件を2以上の係に分配するとき。
- (2) 繁急を要する事件を分配するとき。
- (3) 各係における事件の処理上必要があるため新件の分配停止又はその解除をするとき。
- (4) 事件送致時の観護措置に関する事務、令状請求事件及びこれに関する事務を処理するとき。

第6条 裁判事務の分配、裁判官の配置、開廷の日割及び裁判官の代理順序に関し、

この定めによることができないときは、所長は応急の措置をとることができる。

## 第2編 各 則

### 第1章 本 庁

#### 第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第7条 本庁における裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第1のとおり定める。

#### 第2節 裁判官の代理順序

第8条 合議体の裁判長に差し支えのあるときは、前条により配置された合議体の裁判官のうち、判事の職にあるものが同条に定める順序により代理する。

2 各係の裁判官に差し支えのあるときは、前条により配置された裁判官で定める順序により代理し、更に差し支えのあるときは、所長の指名する本庁所属の裁判官が代理する。

### 第2章 沼津支部

#### 第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第9条 沼津支部における裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第2のとおり定める。

#### 第2節 裁判官の代理順序

第10条 合議体の裁判長又は裁判官に差し支えのあるときは、支部長の指名する支部所属の裁判官が代理する。

2 各係の裁判官に差し支えのあるときは、前条により配置された裁判官で定める順序により代理し、更に差し支えのあるときは、支部長の指名する支部所属の裁判官が代理する。

### 第3章 浜松支部

#### 第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第11条 浜松支部における裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第3のとおり定める。

## 第2節 裁判官の代理順序

第12条 合議体の裁判長又は裁判官に差し支えのあるときは、支部長の指名する支部所属の裁判官が代理する。

2 各係の裁判官に差し支えのあるときは、前条により配置された裁判官で定める順序により代理し、更に差し支えのあるときは、支部長の指名する支部所属の裁判官が代理する。

## 第4章 富士支部

### 第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第13条 富士支部における裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第4のとおり定める。

### 第2節 裁判官の代理順序

第14条 前条により配置された裁判官に差し支えのあるときは、同支部所属の他の裁判官が代理し、更に差し支えのあるときは、所長の指名する沼津支部所属の裁判官が代理する。

## 第5章 下田支部及び掛川支部

### 第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第15条 下田支部及び掛川支部における裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第5のとおり定める。

### 第2節 裁判官の代理順序

第16条 下田支部の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する沼津支部所属の裁判官が代理する。

2 掛川支部の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する本庁又は浜松支部所属の裁判官が代理する。

## 第6章 熱海出張所及び島田出張所

### 第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第17条 熱海出張所及び島田出張所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び

開廷の日割を別表第6のとおり定める。

## 第2節 裁判官の代理順序

第18条 熱海出張所の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する沼津支部又は本庁所属の裁判官が代理する。

2 島田出張所の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する本庁所属の裁判官が代理する。

### 附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

### 附 則

この定めは、平成31年1月16日から施行する。

### 附 則

この定めは、平成31年1月23日から施行する。

### 附 則

この定めは、平成31年2月1日から施行する。

### 附 則

この定めは、平成31年3月2日から施行する。

### 附 則

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

(別表第1)  
本庁(第7条関係)

	6 起訴前の証拠保全事件			
第3係	1 別表第一事件のうち、成年後見関係事件の15分の3 2 家事調停事件のうち、一般調停事件の10分の2 3 第1係で審判した事件の差戻事件	判事 近藤宏子	火・水	
第4係	1 別表第一事件のうち、即日審判を行う事件の10分の2 2 家事調停事件のうち、一般調停事件の10分の1	判事 池上弘	月	
第5係	1 別表第一事件のうち、即日審判を行う事件の10分の2 2 別表第一事件のうち、相続放棄申述受理事件、限定承認申述受理事件及び相続放棄限定承認の期間伸長事件（ただし、即日審判を行う事件を除く。以下「相続放棄等事件」という。）の10分の5 3 別表第一事件のうち、成年後見関係事件の15分の2 4 別表第一事件のうち、未成年後見事件及び財産管理事件の10分の5 5 別表第一事件のうち、遺言書検認事件 6 別表第一事件のうち、児童福祉法に関する事件の10分の2 7 別表第一事件のうち、1ないし6、第1係の1ないし5、第2係の1及び2、第3係の1、第4係の1並びに第6係の1ないし3の事件を除く事件の10分の6 8 人事訴訟及び損害賠償請求訴訟事件の10分の6 9 第1係で処理した訴訟事件の差戻事件	判事補（特）寺崎千尋	月・火・水・金	
第6係	1 別表第一事件のうち、即日審判を行う事件の10分の2 2 別表第一事件のうち、相続放棄等事件の10分の5 3 別表第一事件のうち、成年後見関係事件の15分の3 4 別表第二事件の審判事件の10分の4 5 家事調停事件のうち、別表第二関係事件の10分の4（審判に移行した事件を含む。）及び一般調停事件の10分の4 6 保全命令事件の10分の5	判事 丹下友華	月・火・水・木	
少 年	第1係	1 身柄付き事件の10分の7 2 交通事件を除く一般保護事件の在宅事件の10分の7 3 交通事件の在宅事件の10分の7 4 準少年保護事件、少年共助事件及び少年雑事件（本案事件に付随するものは、本案事件が係属する係が処理する。）の10分の7 5 観護措置の10分の7 6 第2係で審判した事件の差戻事件	判事補（特）藤枝祐人	火・木
	第2係	1 身柄付き事件の10分の3 2 交通事件を除く一般保護事件の在宅事件の10分の3 3 交通事件の在宅事件の10分の3 4 準少年保護事件、少年共助事件及び少年雑事件（本案事件に付随するものは、本案事件が係属する係が処理する。）の10分の3 5 観護措置の10分の3 6 第1係で審判した事件の差戻事件	判事補（特）寺崎千尋	火・木

- 1 再審事件は、原判決をした合議体又は係で取り扱う。
- 2 家事事件でこの表に定めがないものは、家事第1係で取り扱う。
- 3 家事事件で「即日審判を行う事件」の選定は、本庁所屬の裁判官の申合せによる。
- 4 少年事件でこの表に定めがないものは、本庁所屬の裁判官の申合せによる。

(別表第2)  
沼津支部 (第9条関係)

家事少年の別	係	取扱事件	裁判官の配置	開廷日割			
家事少年	合議体	1 裁判所法31条の4第2項1号及び2号の事件並びにこれに付隨する事件 2 沼津支部の裁判官及び富士支部、下田支部並びに熱海出張所の裁判官の除斥、忌避事件 3 沼津支部、富士支部、下田支部及び熱海出張所の參與員の除斥、忌避事件 4 家庭裁判所調査官並びに沼津支部、富士支部、下田支部及び熱海出張所の家事調停委員の除斥事件	裁判長判事 判事 判事 判事 判事 判事 判事 判事補(特) 判事補(特) 判事補(特) 判事補	古 菱 岩 梶 甲 松 谷 此 藤 関 口 保	関 田 松 山 斐 本 本 上 本 恒 恒 次郎	美津 泰 浩 太 雄 佳 奈 恭 敬	随時
家事	第1係	1 家事事件手続法別表第一事件（以下「別表第一事件」という。）のうち、成年後見等事件、任意後見契約法事件及び未成年後見事件（以下「後見関係事件」という。）並びにこれらに付隨する事件の2分の1 2 別表第一事件のうち、財産管理事件及びこれに付隨する事件の2分の1 3 家事調停事件のうち、一般調停事件（ただし、第3係の3の事件を除く。）の2分の1 4 上記3に関連する家事事件手続法別表第二事件（以下「別表第二事件」という。）の調停事件 5 家事調停事件のうち、別表第二事件の6分の1（ただし、上記4を除く。）	判事	古	閑	美津 恵	3, 4, 5 は月・火
	第2係	1 別表第一事件のうち、後見関係事件及びこれに付隨する事件の2分の1 2 別表第一事件のうち、財産管理事件及びこれに付隨する事件の2分の1 3 別表第一事件のうち、上記1及び2の事件、第1係及び第5係の1及び2の事件並びに第3係及び第4係の1の事件を除く事件 4 家事調停事件のうち、一般調停事件（ただし、第3係の3の事件を除く。）の2分の1及び277条事件 5 別表第二事件の審判事件の2分の1（第1係の4及び5が審判移行した事件を除く。） 6 家事調停事件のうち、別表第二事件（ただし、第1係の4の事件を除く。）の6分の3（審判に移行した事件を含む。） 7 家事共助事件及び家事雑事件（本案事件に付隨するものを除く。） 8 人事訴訟事件及び通常訴訟事件（ただし、人事訴訟事件に関連するものについては当該人事訴訟事件を担当している係が処理する。）の2分の1 9 人事訴訟事件についての保全異議、取消事件 10 第1係、第3係、第4係、第5係、下田支部及び熱海出張所で審判した事件並びに第4係の人事訴訟事件の差戻事件	判事	谷	本	奈 央	8は水 調停は月・ 木 審判は水・ 金 他は随時
	第3係	1 別表第一事件のうち、相続の承認及び放棄事件の4分の1 2 別表第二事件の審判事件の2分の1（第1係の4及び5が審判移行した事件を含む。） 3 家事調停事件のうち、別表第二事件（ただし、第1係の4の事件を除く。）の6分の2（審判に移行した事件を含む。） 4 上記2に関連する一般調停事件	判事補(特)	藤	本	敬 太	調停は火 審判は月

		5 第2係で審判した事件の差戻事件		
	第4係	1 別表第一事件のうち、子の氏の変更、氏又は名の変更及び性別の取扱いの変更事件の2分の1 2 人事訴訟事件及び通常訴訟事件（ただし、人事訴訟事件に関連するものについては当該人事訴訟事件を担当している係が処理する。）の2分の1 3 第2係の人事訴訟事件の差戻事件	判事 松本佳織	2は木 他は随時
	第5係	1 別表第一事件のうち、相続の承認及び放棄事件の4分の1 2 別表第一事件のうち、子の氏の変更、氏又は名の変更及び性別の取扱いの変更事件の2分の1	判事補（特） 関口恒	随時
少 年	第1係	1 第2係の少年保護事件のうち、少年法20条の裁判を相当と認めた事件 2 身柄付き事件の5分の2（観護措置を含む。） 3 第2係で審判した事件の差戻事件	判事 谷本奈央	火・金
	第2係	1 身柄付き事件の5分の2（観護措置を含む。） 2 一般保護事件の在宅事件のうち、簡易送致事件全部及びその他の事件の2分の1 3 交通事件の在宅事件 4 準少年保護事件 5 第1係で審判した事件の差戻事件	判事補 久保怜次郎	火・木・金 4は随時
	第3係	1 一般保護事件の在宅事件のうち、簡易送致事件を除く4分の1 2 第4係で審判した事件の差戻事件	判事補（特） 此上恭平	金
	第4係	1 一般保護事件の在宅事件のうち、簡易送致事件を除く事件の4分の1 2 第5係で審判した事件の差戻事件	判事 梶山太郎	火・金
	第5係	1 身柄付き事件の5分の1（観護措置を含む。） 2 第3係で審判した事件の差戻事件	判事補（特） 関口恒	火・金

1 再審事件は、原判決をした合議体又は係で取り扱う。

2 この表に定めがないものは、沼津支部所属の裁判官の申合せによる。

(別表第3)  
浜松支部(第11条関係)

- |  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>4 準少年保護事件の6分の1<br/>5 第2係で審判した事件の差戻事件<br/>6 第1係に係属する事件のうち、少年法第20条を相当と認めた事件</p> |  |
|--|--|--|

- 1 再審事件は、原判決をした合議体又は係で取り扱う。  
2 家事事件でこの表に定めがないものは、家事第1係で取り扱う。  
3 少年事件でこの表に定めがないものは、浜松支部所属の裁判官の申合せによる。

(別表第4)  
富士支部 (第13条関係)

家事少年の別	係	取扱事件	裁判官の配置	開廷日割
	第1係	1 人事訴訟事件の2分の1 2 保全事件（異議、取消を含む。）の2分の1 3 家事事件手続法別表第一事件（以下「別表第一事件」という。）のうち、成年後見等事件、任意後見契約法事件及び未成年後見事件（いずれも監督事件を含む、以下「後見関係事件」という。）を除く事件の5分の3 4 別表第一事件のうち、後見関係事件の10分の5 5 家事調停事件（審判に移行したもの）の10分の7 6 第2係で審判した事件及び人事訴訟事件の差戻事件 7 起訴前の証拠保全事件の2分の1 8 家事共助事件の2分の1 9 家事雑事件の2分の1	判事 飯塚 隆彦	火・水・木・金
	第2係	1 保全事件（異議、取消を含む。）の2分の1 2 別表第一事件のうち、後見関係事件の10分の1 3 家事調停事件の10分の3（審判に移行した事件を含む。） 4 第1係及び第3係で審判した事件並びに第1係の人事訴訟事件の差戻事件 5 起訴前の証拠保全事件の2分の1 6 家事共助事件の2分の1 7 家事雑事件の2分の1	判事 中尾 隆宏	火・水・木・金
	第3係	1 人事訴訟事件の2分の1 2 別表第一事件のうち、後見関係事件を除く事件の5分の2 3 別表第一事件のうち、後見関係事件の10分の4	判事補（特）此上 恭平	火・木

(別表第5)  
下田支部 (第15条関係)

家事少年の別	係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開廷日割
		1 家事審判事件 2 家事調停事件 3 家事共助事件 4 家事雑事件 5 人事訴訟事件 6 保全命令事件 7 起訴前の証拠保全事件	判 事 館 野 俊 彦	月・火・水 ・木

掛川支部 (第15条関係)

家事少年の別	係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開廷日割
		1 家事審判事件 2 家事調停事件 3 家事共助事件 4 家事雑事件 5 人事訴訟事件 6 保全命令事件 7 起訴前の証拠保全事件	判 事 馬 場 潤	月・火・水 ・木・金

(別表第6)  
熱海出張所 (第17条関係)

家事少年の別	係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開廷日割
		1 家事審判事件 2 家事調停事件 3 家事共助事件 4 家事雑事件	判 事 舘 野 俊 彦	金

島田出張所 (第17条関係)

家事少年の別	係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開廷日割
		1 家事審判事件 2 家事調停事件 3 家事共助事件 4 家事雑事件	判 事 池 上 弘	火・水・木 ・金

## 平成31年度の静岡家庭裁判所における司法行政事務の代理順序の定め

1 所長又は各支部長に差支えのある場合において、司法行政事務について代理する者の順序は、次のとおりとする。

対象	代理する者		
	第1	第2	第3
所長	判事 藤井聖悟	判事 丹下友華	
沼津支部長	判事 谷本奈央	判事 菱田泰信	
浜松支部長	判事 山田直之	判事 川淵健司	
富士支部長	判事 飯塚隆彦		
下田支部長	判事 古閑美津惠	判事 松本佳織	
掛川支部長	判事 新城博士	判事 島田正人	

2 1の定めによるほか必要があるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

### 附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

### 附 則

この定めは、平成31年1月23日から施行する。

### 附 則

この定めは、平成31年4月1日から施行する。